

川島町下水道事業経営戦略（案）【概要版】

1. 川島町下水道事業経営戦略について

(1-1)本町は平成30年度に下水道事業を対象とした『川島町下水道事業経営戦略』を策定し、その後、地方公営企業法適用に伴い企業会計方式を導入したことによる修正を令和2年度に行いました。
今回、当初計画から5年、企業会計移行から3年が経過したことに伴う見直しとして『川島町下水道事業経営戦略（令和6年度～令和15年度）』を改定します。

計画期間：令和6～15年度(10年間)



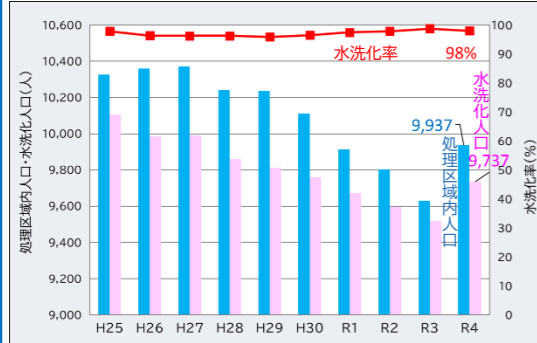
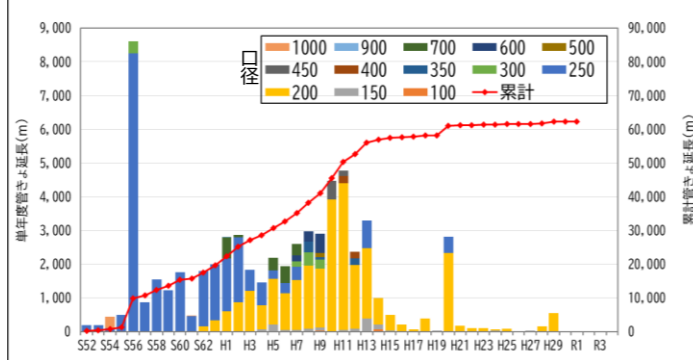
事由	策定年度	改定理由	計画期間
策定	平成30年度	—	平成31年度～平成40年度
修正	令和2年度	令和2年度に官庁会計方式から企業会計方式に会計移行したことに伴い、将来財政計画の修正等を実施	令和3年度～令和12年度
改定	令和5年度	当初計画から5年、企業会計方式移行から3年が経過したことからの振り返りと見直しを実施	

2. 下水道事業の現状

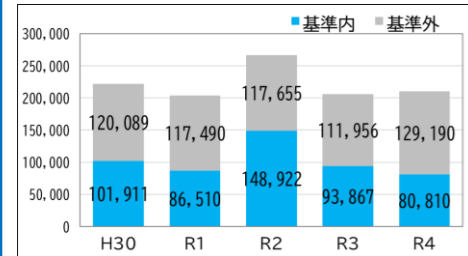
(2-1)本町の下水道事業は、埼玉県の荒川右岸流域下水道関連公共下水道として位置づけられ、全体計画面積555.2ha、事業計画面積325.3ha、計画人口10,900人として、現在はIC周辺の開発区域を除く住居エリアの污水管整備は概成しています。



(2-2)本町の下水道管きよは、200mm口径がもっとも多く約46%、次いで250mm口径が約41%を占めています。管きよの種類として、鉄筋コンクリート製の「ヒューム管」と樹脂製の「硬質塩化ビニル管」を採用しています。初期に布設した管きよでは老朽化が進行しつつあります。

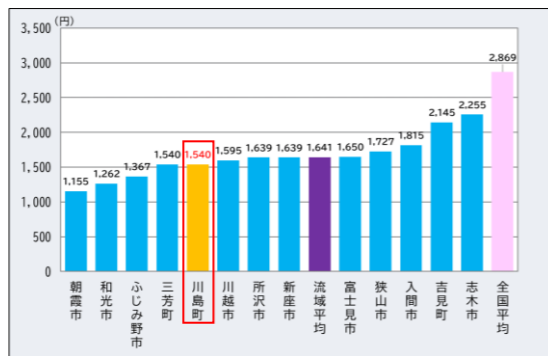


(2-3)令和4年度末時点では、処理区域内人口9,937人、水洗化人口9,737人、水洗化率98%となっています。



(2-4)下水道使用料収入で賄いきれない不採算経費に対し、繰出基準を超える額を赤字補填として一般会計繰入金(基準外繰入金)で補っているのが現状です。

基準外繰入金に依存すると、下水道を利用している方と、していない方との間で不公平が生じるため、収支の改善を図り基準外繰入金を解消していく必要があります。

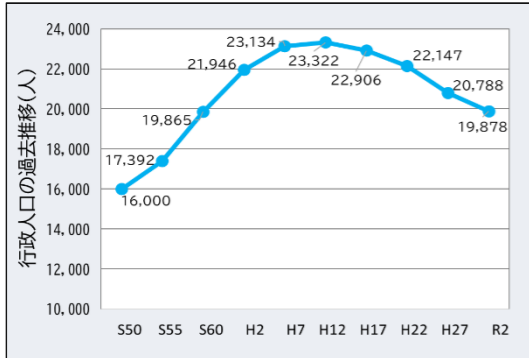


(2-5)荒川右岸流域下水道関連13市町の使用料水準比較表を示します。

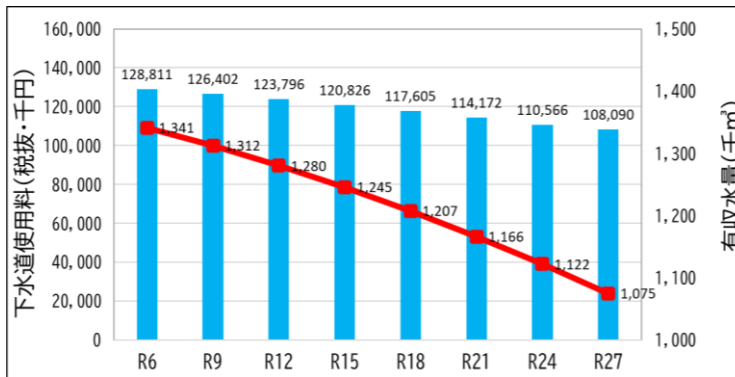
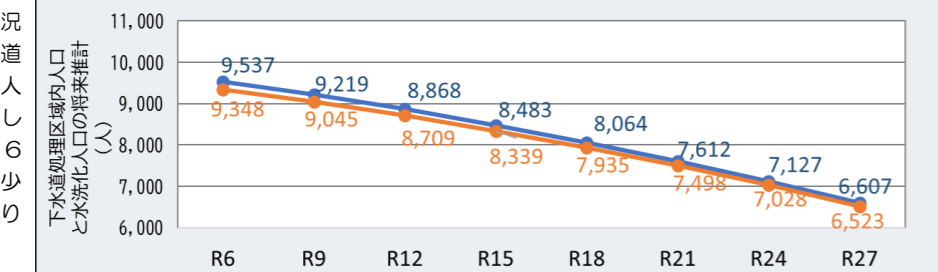
基準とする使用料水準は、家庭用における一般的な排水量である1カ月当たり汚水量20m³の場合の下水道使用料(消費税込み)です。

3. 事業を取り巻く経営環境

(3-1)本町の行政人口は、少子高齢化や転出超過を背景に、平成12年をピークに減少傾向が続いています。



(3-2)この状況を踏まえ、下水道の処理区域内人口を独自推計したところ、令和6年度以降も減少する予測となりました。



(3-3)将来の水洗化人口予測を基に算定した下水道使用料収入及び有収水量の将来見通し(将来22年間)を示します。処理区域内人口の減少予測を受け、下水道使用料収入も減少する見通しとなっています。

4. 理念と経営基本方針

(4-1)河川の水質保全及び公衆衛生の向上並びに浸水防除の推進によって生活・環境・景観を守る本町下水道事業の次世代への継承に向けて次のとおり理念を定め、「小さくとも魅力的でかがやく都市かわじま」の持続的発展に貢献します。

未来に引き継ぐ かわじまの下水道

(4-2)下水道事業の経営基本方針を次のとおり定めます。

方針(1) 下水道普及の継続

長期にわたって普及に努めてきた下水道の整備事業は概成していますが、開発や建築物の新築に伴い新たに発生するニーズにも引き続き対応していきます。
また、整備が済んだ地区でも下水道未接続の世帯も一部残っており、引き続き下水道普及活動を継続していきます。

方針(2) ストックマネジメントの推進

長期的な視点で下水道施設(ストック)全体の今後の老朽化の進展状況を考慮した優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査・修繕(または改築・更新)を実施し、ライフサイクルコストの最小化を図るなど施設全体を対象とした施設管理の最適化を目的とした施策です。

方針(3) 収支の改善と基準外繰入金の縮減

さまざまな経費削減手法や財源獲得方法を模索し、収支改善に向けた取組みを行い、一般会計からの基準外繰入金の縮減を図ります。

5. 投資と財源に関する取組み

(5-1)具体的な投資計画を示します。

(1) 管きよ事業(雨水)

浸水対策のため、飯島1号雨水幹線の設計及び管きよ工事を計画しています。

(2) ストックマネジメント事業(汚水)

管きよ本管改築及びマンホール蓋交換の点検・調査に基づく劣化診断により、適切な時期・適切な箇所に対策を講じることでコスト低減と事業費平準化を目指します。

(3) その他投資計画

新規接続工事及び流域下水道建設負担金を見込みます。

(5-2)各種財源の基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 下水道使用料の考え方

他の財源の確保やコスト削減に注力することで利用者の方々の負担を最小限に抑えます。下水道普及活動により、下水道接続促進に努めます。
なお財源不足が生じる場合は、定期的に使用料水準の見直しを検討します。

(2) 国庫補助金の確保

今後も補助制度や国・近隣自治体の動向を注視しつつ、積極的に補助金を活用して財源確保に努めます。

(3) 一般会計繰入金について

国が定めた基準を参考に、適切に算定した額を一般会計繰入金(他会計負担金・他会計補助金・出資金)として受け入れます。
ただし、独立採算制を旨とすることから一般会計へ過度に依存しないよう、事業運営上必要最低限の額に留めます。

(4) 企業債(建設改良企業債)の活用

可能な限り有利な条件を検討するとともに、過度な借入により将来世代へ負担を先送りしない規律ある運用に努めます。

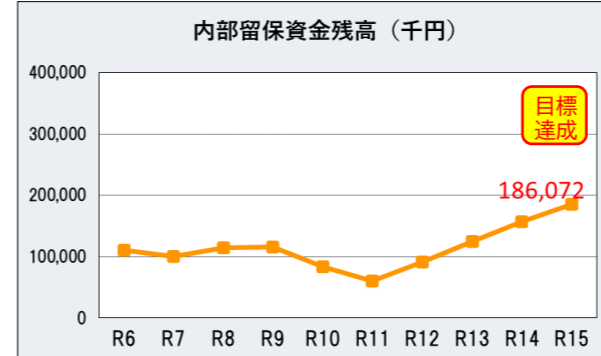
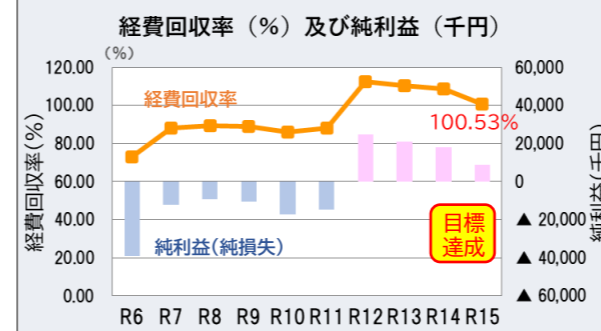
6. 目標設定

(6-1)下水道使用料で賄うべき経費全額を下水道使用料のみで賄う収支構造とすることに加え、資金繰りの安定化と大規模災害等不測の事態への備えとして一定の内部留保資金を確保するため、本計画の目標を次のとおり設定します。

	指標	数値目標	達成年限
①	経費回収率	(基準外繰入金に頼らず) 100%以上	令和15年度(2033)
②	内部留保資金残高	(基準外繰入金に頼らず) 使用料1年分以上を確保	令和15年度(2033)

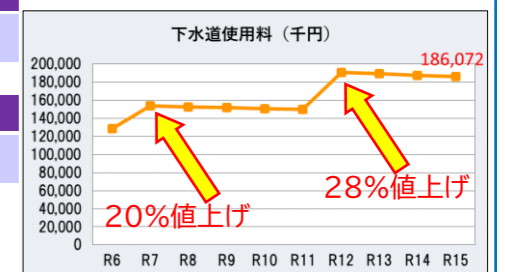
7. 投資・財政計画

(7-1)目標達成に必要な使用料改定率を試算しました。利用者の方々への負担を考慮し、令和7年度と令和12年度の2段階に分けた改定とします。1回目(令和7年度)で20%の値上げ、2回目(令和12年度)で再度28%の値上げとし、その間、基準外繰入金については段階的に縮減する想定とします。

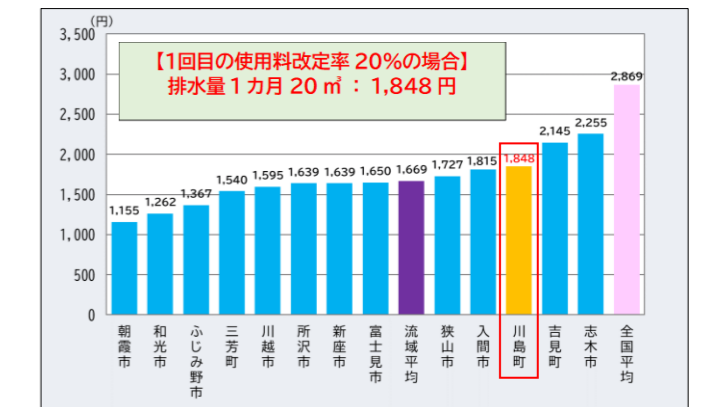


《試案》

時期(1回目)	使用料改定率
令和7年度(2025)	20%値上げ
時期(2回目)	使用料改定率
令和12年度(2030)	28%値上げ



(7-2)2回にわたり使用料改定を実施した場合、計画最終年度(令和15年度)において、「①経費回収率100%以上」、「②内部留保資金残高使用料1年分以上」の両方が達成されます。



(7-3)20%(1回目の改定)値上げケースにおける流域内使用料水準比較(排水量1カ月20m³における比較)を示します。

8. 経営戦略の事後検証等

次回経営戦略見直し予定時期

令和11年(2029)3月

(8-1)経営戦略に基づく事業の進捗管理(モニタリング)を毎年度行うとともに、「PDCAサイクル」を働かせることで軌道修正を図り、概ね5年ごとに経営戦略の見直し(ローリング)を行います。あわせて町HP上で住民への情報公開も行っていきます。